

資金不足等解消計画 (山形県病院事業会計)

平成 30 年 9 月策定
令和 4 年 3 月改正
山形県病院事業局

第1 資金不足等による許可公営企業となった要因の分析

(1) 資金不足の状況

- ・ 山形県病院事業は、中央病院、新庄病院、河北病院及びこころの医療センターの4病院と本局とを一つの公営企業会計として事業を実施している。
- ・ 山形県病院事業会計は、平成25年度に経常赤字となり、収支改善に取り組んできたが、平成29年度まで5期連続の経常赤字を計上した。
- ・ 平成28年度は平成27年度よりも8,500万円収支が改善したものの、18億6,600万円の経常赤字となり、初めて9億7,600万円の資金不足が生じた。
- ・ 平成29年度は、医業収益が増加し、減価償却費が減少したことなどから経常赤字は3億2,400万円となり赤字幅は縮小したものの、企業債償還金の負担などを加えた資金収支では約16億円のマイナスとなったことから、資金不足が拡大し、地方財政法による資金不足比率（以下、「資金不足比率」という。）が10%を超えて12.1%に達することとなった。

(2) 経営悪化の要因

① 生産性の低下

- ・ 中央病院、新庄病院、河北病院の3病院では、急性期病院としての役割を果たすため、スタッフの充実など医療提供体制の強化を図るとともに、急性期医療の提供に特化するため、早期の退院に取り組んできた。
- ・ こうした取組みにより、3病院の平均在院日数は短縮し、診療単価は向上したものの、周辺地域の人口減少もあって、平均在院日数の短縮に見合うだけの新患者数を確保することができず、入院患者延数は減少し病床利用率が低下する結果となった。
- ・ この結果、職員一人あたりの患者数は減少することとなり、生産性の面では効率が低下してきている。

② 費用構造の硬直化

- ・ 医療提供体制の強化に伴って職員数を増加したことなどから、費用のうち大きな割合を占めている職員給与費が増加している。
- ・ 病床100床あたりの職員数については、同規模類似病院と比較したとき、県立4病院全てで多くなっており、医業収益に対する職員給与費の比率は新庄病院を除く3病院で同規模類似病院よりも高く、費用構造の硬直化を招いている。

③ 河北病院の経営悪化

- ・ 河北病院については、平成16年度から14期連続の赤字となるなど経営状

況は厳しい状況が続いている。特に、平成24年度以降は経常赤字が毎年度5億円を超える水準となり、平成28年度には10億1,100万円に達するなど、経営状況は年々厳しさが増している。

- ・ 河北病院の経営悪化の要因としては、地域の人口減少及び少子高齢化の進展に加え、医師の減少や入院患者の大病院志向、河北病院の周辺に増加した開業医への外来患者の流出等の影響により、入院患者数及び外来患者数ともに減少が続いていることがあげられる。また、患者数の減少に伴い医業収益の減少傾向が続き、平成29年度には経常黒字となった平成15年度に比べ医業収益は34%減少した。一方、職員給与費は24%の減少にとどまっており、平成29年度の医業収益に対する職員給与費の比率は89.5%に達している。
- ・ 経営改善に向け、平成19年度及び27年度には、患者数の減少や医療需要の変化に対応し、病床削減や医療機能の見直しを行ったものの、患者数の減少に歯止めがかからず、想定以上に患者数が減少している。
- ・ 病床削減に伴う職員数の見直しや、収入増も視野に入れた医療機能の見直しなどを行ってきたが、費用減に比して収入減が大きい状況が続いており、河北病院単独での平成29年度末における資金不足の額は約57億円に達し、病院事業全体の資金不足の大きな要因となっている。

第1-2 資金不足等解消計画策定年度以降の経営状況（令和元年度まで）

- ・ 平成30年度は、中央病院における新たな加算の取得や一般病床の51床削減、河北病院の医療体制の見直し（一般病床を24床削減、給食業務の委託化、外来診療体制の見直し）等の取組みを行った。
- ・ 一方、入院患者延数の減少等により医業収益が減少したことなどにより、資金不足等解消計画初年度である平成30年度の経常赤字は9億2,600万円となり、赤字幅が拡大したため、資金不足比率は14.6%となった。
- ・ 令和元年度は、経営改善の取組みをより強化するため、7月に「山形県病院事業中期経営計画」を改正し、資金不足の大きな要因となっている河北病院については、個別に「山形県立河北病院経営健全化計画」を策定して、経営健全化に向けた取組みを強化するとともに、11月に新庄病院の一般病床を45床削減する等の取組みを行った。
- ・ また、外来診療単価の上昇等による医業収益の増加や、一般会計繰入金の拡充などにより、令和元年度は、経常赤字4億4,400万円と赤字幅が減少し、資金不足比率は14.5%となった。

第1-3 令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響と経営状況

- 令和2年度は、中央病院と新庄病院における新たな加算の取得や、河北病院の病棟再編（急性期病床36床削減と、今後需要が見込まれる地域包括ケア病床10床増床を行い、許可病床数（一般病床）を130床に削減）等の取組みを行った。
- 令和2年3月31日に本県最初の感染患者が確認された新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応として、新型コロナ患者の入院体制確保のための通常診療体制の縮小、患者の受診控え等により、入院・外来ともに患者数が大きく減少する等、県立病院の経営は甚大な影響を被っている。
- 令和2年度は、新型コロナの影響による患者数の減により医業収益が大幅に減少したものの、新型コロナの感染拡大を受けて創設された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」「特別減収対策企業債」等の政府の支援施策の活用により補うこととなった。この結果、経常黒字9億6,000万円、資金不足比率は14.6%となった。
- 令和3年度は、新型コロナ収束の見通しが不透明な中、専用病床を確保して多くの患者を受け入れるとともに、新型コロナ感染拡大により延期していた手術や検査の再開等により医業収益が増加した。また、引き続き政府の支援施策もあり、経常黒字16億3,300万円、資金不足比率は10.4%となった。
- 令和4年度は、新型コロナの院内クラスター発生等により患者延数が減少したものの、診療報酬改定への的確な対応や手術件数の増加等により診療単価が上昇し、医業収益が増加した。また、引き続き新型コロナ病床確保料等の補助金を受け入れたことなどもあり、経常黒字20億2,700万円、資金不足比率は6.8%となった。

表1 経常収支の推移

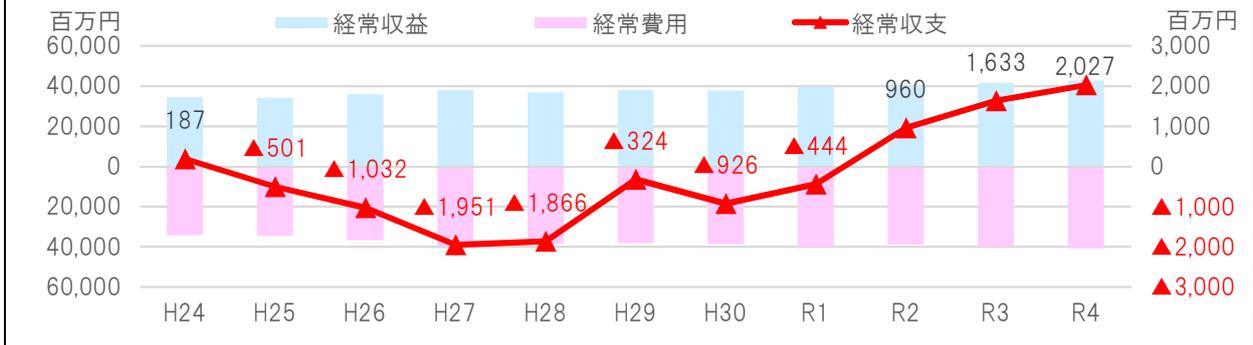


表2 資金収支と現金残高の推移



※ 年度末の現金残高が不足するため、平成 27 年度より市中金融機関からの一時借入を行っている。グラフの現金残高は一時借入金を控除した額である。

表3 D P C対象3病院 (中央・新庄・河北) の【入院】診療単価・患者延数の推移

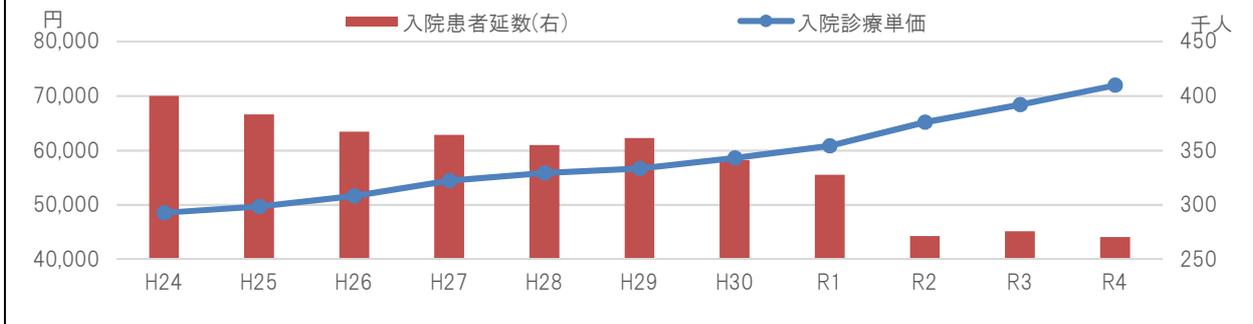


表4 D P C対象3病院 (中央・新庄・河北) の【外来】診療単価・患者延数の推移



表5 D P C対象3病院（中央・新庄・河北）の平均在院日数の推移

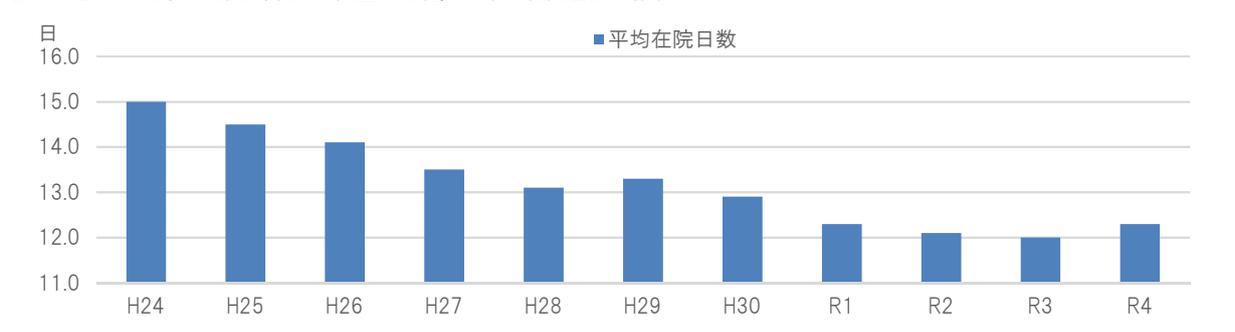
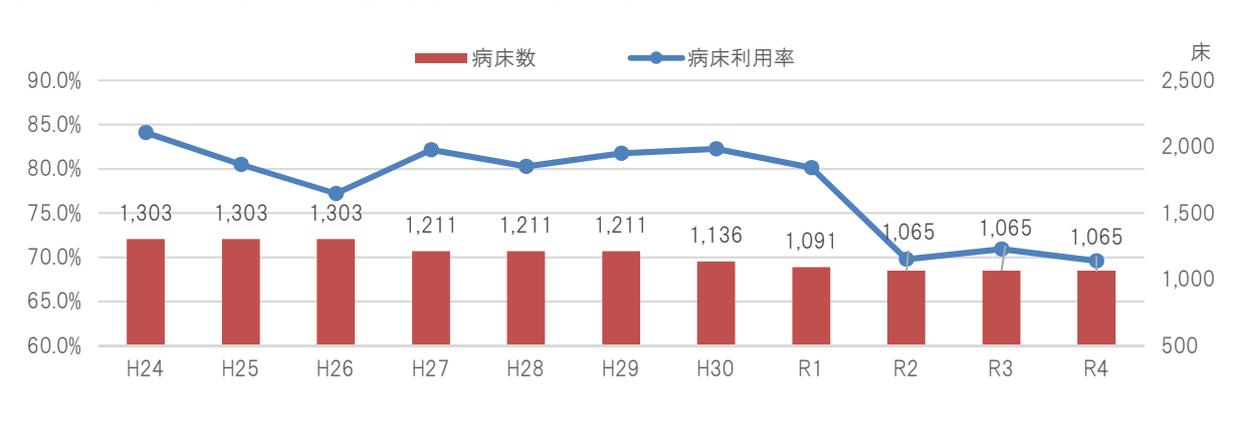


表6 D P C対象3病院（中央・新庄・河北）の病床数と病床利用率の推移



※ H27に新庄と河北で、H30に中央と河北で、R1に新庄で、R2に河北で病床数を減じている

表7 D P C対象3病院（中央・新庄・河北）の医師1人一日あたり患者数の推移

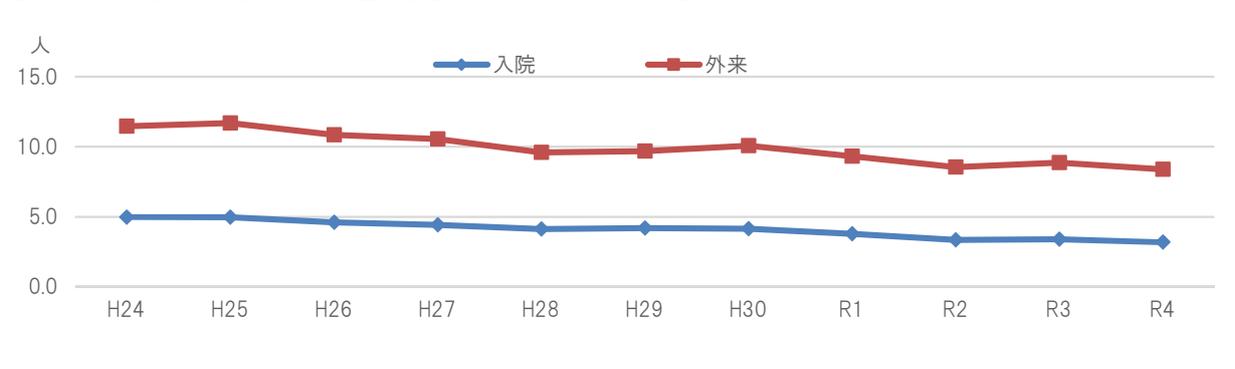


表8 D P C対象3病院（中央・新庄・河北）の看護師1人一日あたり患者数の推移

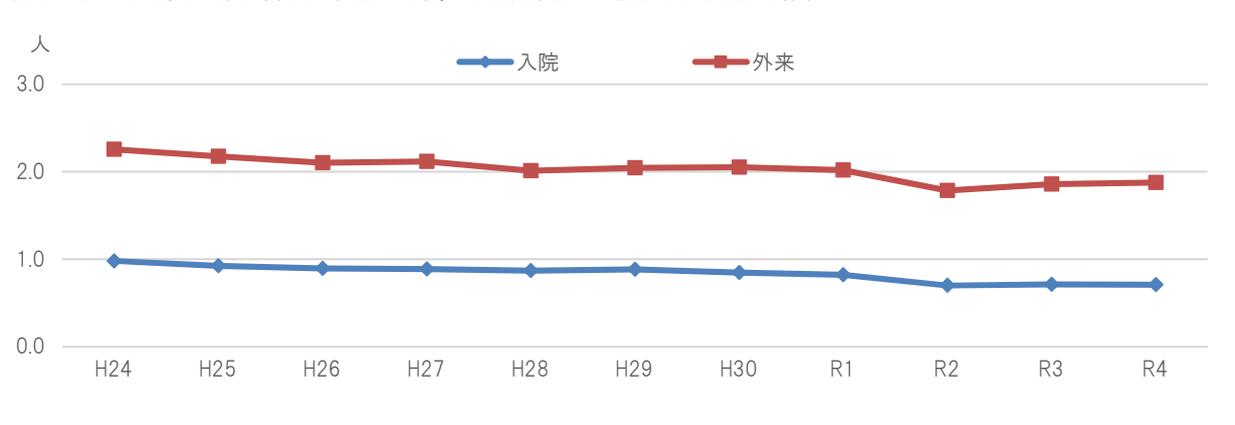


表9 令和3年度職員給与対医業収益比率と病床100床あたり職員数

(単位：%、人)

	一般病院					精神科 病院	中央 病院 609床	新庄 病院 343床	河北 病院 136床	こころの 医療C 214床
	500床 以上	400～ 499床	300～ 399床	200～ 299床	100～ 199床					
職員給与対 医業収益比率	54.0	57.5	60.7	64.0	66.7	106.2	59.6	63.9	102.2	114.9
病床100床あたり職員数										
医師	33.2	27.7	22.5	19.9	15.3	6.4	30.0	13.9	14.0	7.0
看護部門	111.2	97.3	91.0	81.5	71.9	47.1	112.0	83.4	97.1	64.0
薬剤部門	5.9	5.1	4.8	3.9	3.4	1.6	5.9	5.8	6.6	2.8
事務部門	20.2	19.8	18.8	18.6	17.9	9.8	27.3	25.7	40.4	16.4
給食部門	2.3	3.3	2.7	2.5	2.9	1.7	5.9	6.1	2.2	8.9
放射線部門	5.5	5.0	4.5	3.6	3.4	0.5	4.6	3.8	7.4	0.5
臨床検査部門	7.3	6.8	6.0	4.8	4.4	1.1	7.2	6.4	10.3	0.9
その他	15.1	13.5	14.4	14.5	15.5	8.3	26.1	28.6	28.7	15.4
全職員	200.7	178.5	164.7	149.3	134.7	76.5	219.0	173.7	206.6	115.9

※ 同規模病院・類似病院との比較は、令和3年度地方公営企業年鑑による。
 新庄病院は、許可病床数と稼働病床数が異なるため、稼働病床数で積算している。
 (新庄病院 許可病床：454床 稼働病床数：343床)

表10 職員数の推移 (4月1日時点)

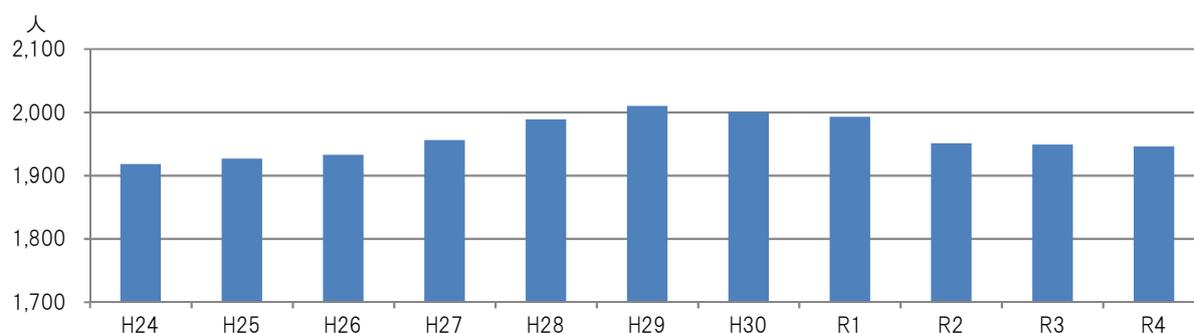


表11 医業費用の推移

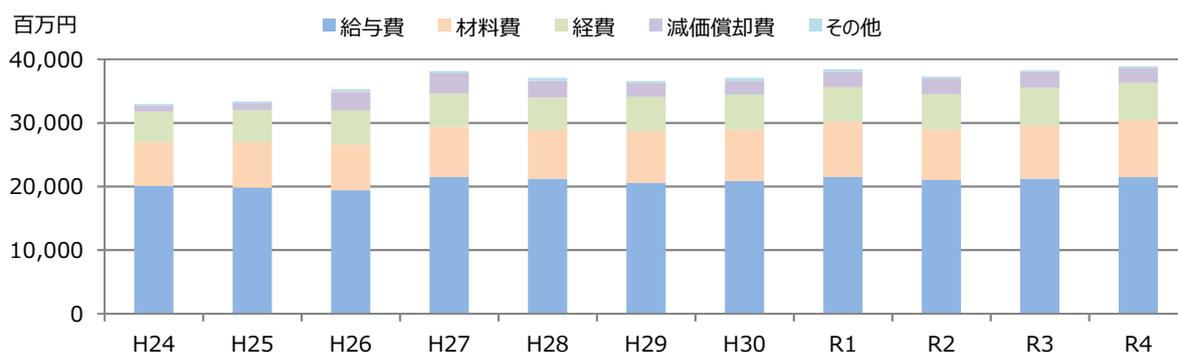


表 12 経常収支の推移 (河北病院)

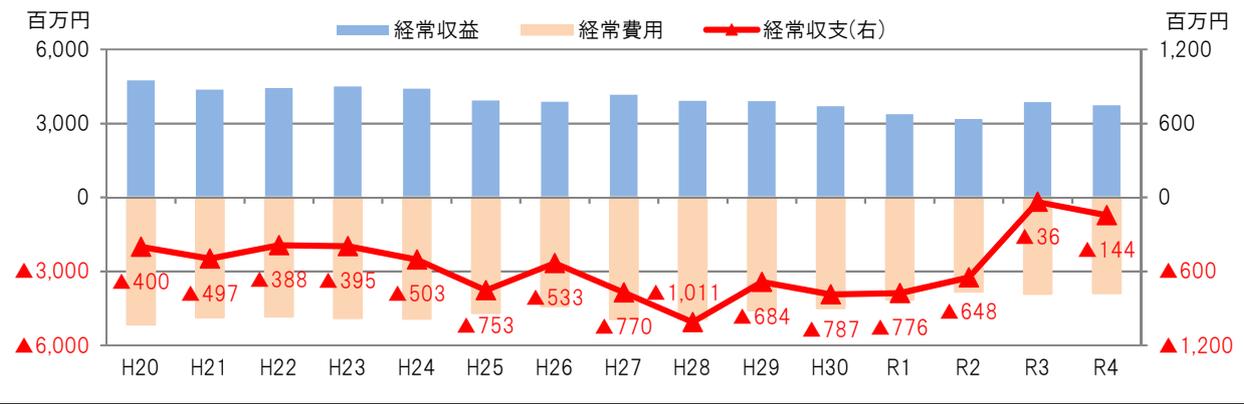


表 13 【入院】診療単価・患者延数の推移 (河北病院)

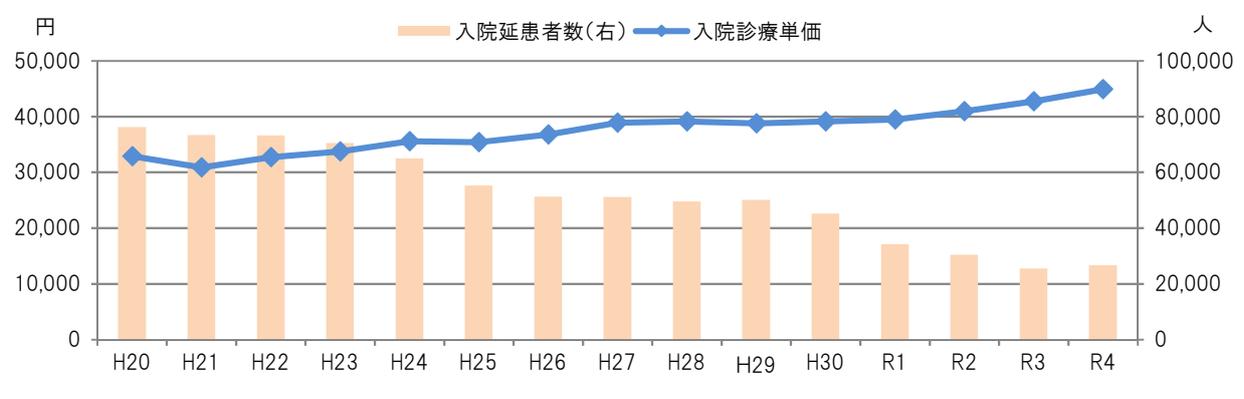
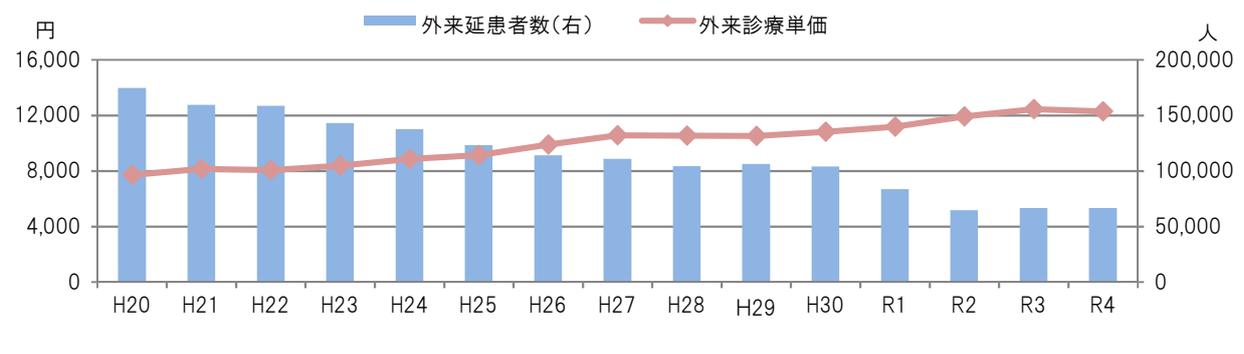


表 14 【外来】診療単価・患者延数の推移 (河北病院)



第2 計画期間

平成30年度から令和9年度まで 10年間

第3 効率化・経営健全化の取組

(1) 投資・財政計画に関する事項

- ・ 平成27年3月に移転改築したところの医療センターを除く3病院においては、建物施設や医療機械について老朽化に伴う更新需要が増大している。
- ・ また、令和5年度には新庄病院の移転改築を予定しているほか、平成30年度から令和元年度に3病院で更新した総合医療情報システム（電子カルテシステム）も計画期間内に再度更新する必要がある。
- ・ これら必要不可欠な投資に際しては、更新や改築後の収支見通しを適切に行うとともに、過大投資とならないよう、適切な事業実施に努める。
- ・ 特に総合医療情報システムについては、次期更新時に県立病院のシステムを可能な限り統合化を図り、投資額の圧縮を図るとともに、業務の集約・効率化を推進して時間外勤務の縮減も図る。

(2) 組織、人材、定員、給与に関する事項

- ・ 高度化・多様化する医療需要に的確に対応し、県民に安心・信頼・高度の医療サービスを提供するため、研修の充実・強化による職員の資質向上を図る。
- ・ また、業務の効率化と生産性の向上を図るため、医療提供に必要な組織体制の適正化を推進するとともに、時間外勤務の縮減等に努め、人件費比率の圧縮を図る。
- ・ 加えて、既存事務職員による病院経営管理士の資格取得の推進やプロパー専門職員（医療情報職・病院経営職）の採用の推進により、事務部門の更なる強化を図る。
- ・ また、将来の人口減少や新型コロナによる患者数の減少等を踏まえ、各病院において病床数をはじめ、適正な医療提供体制の見直しを検討する。

(3) 広域化に関する事項

- ・ 中央病院については、高度急性期医療、三次救急医療の中核病院として、また、周産期医療、災害医療等の拠点病院として、村山地域はもとより、全県を対象として医療を提供している。
- ・ 新庄病院、河北病院については地域の基幹病院としての役割を担い、地域の医療機関等との連携のもと地域住民を中心に医療を提供しており、高度急

性期医療の提供が必要な患者については、山形大学医学部附属病院、中央病院の三次医療機関と連携して対応している。

- ・ ころの医療センターについては、県内唯一の公立精神科単科病院として、全県を対象とした精神科医療の基幹病院としての役割を担っている。

(4) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

- ・ 本県の県立病院は、地域医療において重要な役割を担っていることから、当面は現経営形態で運営基盤の強化に取り組むこととし、経営形態の見直しなどについては、地域の実情を踏まえて、必要に応じて検討するものとする。

(5) その他の経営基盤の強化に関する事項

① 適正な一般会計繰入金の確保

- ・ 一般会計との相互協力を図り、民間の医療機関では対応が困難な高度・特殊医療等、病院負担とすることが適当でない経費等については、地方公営企業法及び総務省の基準に基づき、一般会計からの適正な繰入を行う。

② 医療需要の変化に対応した医療提供体制の見直し

- ・ 人口減少と少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化や医療技術の進展に的確に対応した医療提供体制を構築し、時代が求める医療ニーズや、地域住民の要請に応える。
- ・ 新庄病院については、将来の人口規模等を踏まえた患者予測を勘案し、移転改築後の新病院の病床数を325床とする。
- ・ 河北病院については、地域の医療需要等を踏まえ、地域医療の中で果たす役割を明確にしたうえで、病院の規模・機能・組織体制の見直しを図る。

③ 医療連携・機能分担の推進

- ・ 症例検討会や合同カンファレンスの開催などを通じて地域の医療機関との連携を強化し、紹介・逆紹介を推進するとともに、開業医等と県立病院との機能分担を推進する。
- ・ また、各県立病院の役割を踏まえ、地域包括ケアシステム構築への支援や円滑な退院支援を含め地域の介護機関との連携についても強化していく。

④ 個人未収金対策の強化

- ・ 退院時請求の徹底により新たな未収金発生の抑制に努める一方、既に発生した未収金の回収強化に努めていく。特に、収納が困難な事案について

は、弁護士法人と連携した回収強化に努めるほか、必要に応じ支払督促等の法的措置も実施していく。

- ・ また、平成29年度に改定した未収金対策マニュアルについても、適時適切に見直しを行う。

(6) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

- ・ 山形県病院事業全体の資金不足は令和9年度に解消する見込みとなっているものの、河北病院については資金不足の解消が困難と見込まれているため、引き続き解消に向けた取組みを実施する。

(7) 資金管理・調達に関する事項

- ・ 資金需要の時期や金額を的確に把握するとともに、資金調達の方法、内容及び金額等を定めた資金計画を策定し、財務の安全性に配慮しながら、適正かつ効率的な資金管理及び資金調達に努める。

(8) 情報公開に関する事項

- ・ 本計画の策定意義、内容及び進捗状況について、県民の理解が深まるよう分かりやすい説明を心がけ、山形県ホームページへの掲載等、適時適切に情報発信を行い、広く県民へ周知する。

(9) その他重点事項

- ・ 診療報酬の改定など、病院事業を取り巻く外的環境に柔軟に対応し、適切な計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを図る。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

① 中央病院

- ・ 三次救急医療の中核病院として、年間3,000人を超える救急搬送患者を受け入れているほか、都道府県がん診療連携拠点病院、山形県総合周産期母子医療センター、基幹災害拠点病院、山形県ドクターヘリの基地病院として、県全域をカバーする高度急性期・高度専門医療を提供する三次医療機関としての役割を担っている。

② 新庄病院

- ・ 最上二次医療圏唯一の基幹病院として、救急医療、がん医療などの幅広い医療分野において医療を提供している。また、最上地域唯一の分娩取扱い機関として周産期医療の中核を担うとともに、へき地医療拠点病院として医師の派遣や遠隔画像診断など地域の医療機関との連携を図りながら、地域医療を支える役割を担っている。

③ 河北病院

- ・ 西・北村山地域の基幹病院として、救急医療・急性期医療を担っているほか、緩和ケアや地域包括ケアに対応した地域密着型の病院として、在宅医療も含め地域を多面的に支える役割を担っている。

④ こころの医療センター

- ・ 県内唯一の公立精神科単科病院として、精神科救急対応、児童思春期精神科医療、心神喪失者等医療観察法への対応等の政策的医療を推進し、県全域を対象とした精神科医療の基幹病院としての役割を担っている。

(2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

- ・ 県立4病院は県及び地域の基幹病院として、県民に安心・信頼・高度の医療を提供し、県民医療を守り支えるという使命を果たす必要があることから、引き続き公営企業として運営する。

第4 資金不足等を解消するための方策

(1) 安定した収益の確保

- ・ 各病院の役割に応じ、医療技術の進展や患者ニーズの変化に対応した診療機能の向上に努めていく。また、加算の適切な算定を推進するとともに、診療情報管理士によるコーディングチェック等DPC対応への強化により、安定した収益の確保に努める。

(2) 医業費用の効率化

- ・ 医療需要の変化や診療報酬制度の変更に適切に対応するため、必要に応じ病院の規模・機能・組織体制等の見直しを進め、医業費用の効率化を図る。
- ・ また、医薬品や診療材料の調達、管理、使用の一層の効率化を進めるとともに、医療機器の調達コストの抑制及び保守経費を含めた調達コストの低減に向けた検討を進めていく。
- ・ 加えて、働き方改革の推進や、業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進により、業務の効率化を図り、時間外勤務の更なる縮減を図る。

(3) 河北病院の経営健全化

- ・ 資金不足額が大きくなっている河北病院については、平成30年4月から一般病床を24床削減するとともに給食業務を委託化して職員数を21人減らすなどの、経営健全化に向けた取組みを行った。
- ・ 経営健全化に向けては、さらなる取組みが必要なことから、外部専門機関による医療機能や医療提供体制の現状分析、周辺地域の医療需要や山形市を含む広域的な患者動向についても調査分析を行い、生産性の向上と費用の効率化に向けた課題を抽出し、抽出された課題や周辺市町等からの意見等を踏まえ、令和元年7月、「山形県立河北病院経営健全化計画」を策定し、経営健全化の取組みを強化している。
- ・ 令和2年度は、急性期病棟の病床数を36床削減し、今後、需要が見込まれる地域包括ケア病棟の病床数を10床増床するとともに、許可病床数(一般病床)を130床に削減した。
- ・ 平成30年度から令和2年度にかけて、救急対応の夜勤体制の見直しや非常勤医師のみによる診療の減等にあわせ、看護師の配置を見直した。
- ・ 入院及び外来の体制の見直しに応じて、薬剤部門、検査部門、事務部門の体制見直しを行うとともに、平成30年度には調理部門の外部委託を行った。
- ・ また、地域の医療機関や中央病院等の高度急性期病院との連携を強化するとともに、周辺市町と連携した増患対策を実施する。

- ・ 加えて、人間ドックの開始や周辺の介護施設等との連携強化によるレスパイト入院等の掘り起こしを行うなど、回復期医療を充実することで、更なる増患を図る。
- ・ また、周辺市町等からの意見や患者動向等を踏まえ、引き続き病院の規模・機能・組織体制の見直しを図り、経営健全化を図る。

第5 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・ 新型コロナは、現在も全国的に感染者の確認が続いており、引き続き徹底した感染防止対策を講じながら、新型コロナ感染症の入院患者や外来患者に適切な医療を提供するとともに、経費縮減等に努め、経営改善を図る。

第6 各年度の第4の方策に係る収入及び支出に関する計画 別紙参照

第7 各年度の資金不足比率の見通し

(単位：%)

年度	計画初年度の 前年度 (実績)	計画初年度 (平成30年度) (実績)	令和3年度 (第4年度) (実績)	令和4年度 (第5年度) (実績)	令和7年度 (第8年度) (計画)	令和9年度 (第10年度) (計画)
資金不足比率						
地方財政法による 資金不足比率	12.1%	14.6%	10.4%	6.8%	5.9%	—
健全化法※による 資金不足比率	12.1%	14.6%	10.0%	6.4%	5.6%	—

※ 健全化法…地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第8 その他経営の健全化に必要な事項及び従来行ってきた措置

(1) 収入の最大化

- ① 救急患者受入強化による救急患者数の増
- ② 地域連携強化による紹介患者、予定入院患者の増
- ③ 加算・指導料の新規取得及び算定件数の増
- ④ D P C への対応強化によるD P C 係数の増

(2) 支出の最小化

- ① 全国ベンチマークとの比較による材料費の縮減
- ② 後発医薬品の採用促進
- ③ 共同購入の推進
- ④ コンサル等を活用した契約内容の見直し

(3) 業務の効率化

- ① 併合やメンバー共有化等による院内の委員会業務の低減
- ② 手術室の午前中稼働率の向上による時間外手術の件数減
- ③ 看護師業務の削減・見直し

収支計画

病院事業 合計

収益の収支

(単位：百万円、%)

区分	年度												
	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画		
収 入	1. 医 業 収 益 a	32,136	32,000	33,594	30,636	31,429	32,188	35,538	39,032	38,603	39,375	39,259	
	(1) 料 金 収 入	30,433	30,320	30,633	27,763	29,492	30,355	31,802	35,236	36,704	37,004	37,339	
	入 院 収 益	22,121	21,702	21,614	19,437	20,525	21,107	22,147	24,805	25,638	25,820	25,955	
	外 来 収 益	8,312	8,618	9,019	8,326	8,967	9,248	9,655	10,431	11,066	11,184	11,384	
	(2) そ の 他	1,703	1,680	2,961	2,873	1,937	1,833	3,736	3,796	1,899	2,371	1,920	
	うち他会計負担金	734	774	2,105	2,206	1,239	1,138	3,008	3,072	1,174	1,644	1,192	
	うち基準内繰入金	734	774	2,105	2,206	1,239	1,138	3,008	3,072	1,174	1,644	1,192	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 医 業 外 収 益	5,746	5,711	6,118	9,342	10,217	10,538	6,720	6,235	6,184	6,525	6,495	
	(1) 他 会 計 負 担 金	2,499	2,602	2,661	2,611	2,921	2,958	2,685	2,887	2,746	2,801	2,663	
	うち基準内繰入金	2,499	2,602	2,661	2,611	2,921	2,958	2,685	2,887	2,746	2,801	2,663	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 他 会 計 補 助 金	1,518	1,427	1,514	1,294	1,348	1,487	1,462	1,465	1,455	1,444	1,435	
	一時借入金利息分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	1,518	1,427	1,514	1,294	1,348	1,487	1,462	1,465	1,455	1,444	1,435	
	(3) 国 (県) 補 助 金	127	120	266	3,787	4,355	4,482	1,085	178	123	123	123	
	(4) 長 期 前 受 金 戻 入	1,379	1,400	1,503	1,523	1,492	1,473	1,355	1,560	1,715	2,012	2,129	
	(5) そ の 他	223	162	174	127	101	138	133	145	145	145	145	
	経 常 収 益 (A)	37,882	37,711	39,712	39,978	41,646	42,726	42,258	45,267	44,787	45,900	45,754	
	支 出	1. 医 業 費 用 b	36,571	37,033	38,389	37,256	38,226	38,858	40,969	43,008	40,703	42,238	41,880
(1) 職 員 給 与 費		20,542	20,850	21,512	20,995	21,197	21,465	21,765	22,432	21,135	22,135	21,440	
基 本 給		8,394	8,340	8,287	8,370	8,305	8,288	8,361	8,478	8,389	8,387	8,375	
退 職 給 付 費		109	535	1,142	905	1,308	1,114	916	1,315	509	1,492	815	
そ の 他		12,039	11,975	12,083	11,720	11,584	12,063	12,488	12,639	12,237	12,256	12,250	
(2) 材 料 費		8,140	8,092	8,675	7,927	8,420	8,913	10,059	10,396	10,382	10,482	10,586	
うち薬品費		4,479	4,605	5,019	4,600	4,937	5,154	5,815	6,043	6,016	6,076	6,138	
(3) 経 費		5,361	5,517	5,437	5,554	5,902	5,882	6,697	7,237	6,117	6,116	6,090	
うち委託料		1,897	2,005	2,035	2,119	2,123	1,945	2,323	2,700	2,369	2,376	2,383	
(4) 減 価 償 却 費		2,157	2,062	2,404	2,497	2,444	2,307	2,081	2,431	2,346	3,114	3,431	
(5) そ の 他		371	512	361	283	263	291	367	512	723	391	333	
2. 医 業 外 費 用		1,635	1,604	1,767	1,762	1,787	1,841	2,134	2,356	2,265	2,201	2,194	
(1) 支 払 利 息		409	382	356	328	298	269	321	434	380	359	337	
うち一時借入金利息		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
(2) そ の 他		1,226	1,222	1,411	1,434	1,489	1,572	1,813	1,922	1,885	1,842	1,857	
経 常 費 用 (B)		38,206	38,637	40,156	39,018	40,013	40,699	43,103	45,364	42,968	44,439	44,074	
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		△324	△926	△444	960	1,633	2,027	△845	△97	1,819	1,461	1,680	
特 別 損 益		1. 特 別 利 益 (D)	1,359	495	378	1,262	839	61	516	77	41	17	17
		うち他会計繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2. 特 別 損 失 (E)	101	57	43	650	29	244	1,405	174	38	299	38
特 別 損 益 (D)-(E) (F)	1,258	438	335	612	810	△183	△889	△197	3	△282	△21		
純 損 益 (G) (F)	934	△488	△109	1,572	2,443	1,844	△1,734	△194	1,822	1,179	1,659		
累 積 欠 損 金 (G)	40,754	41,242	41,351	39,779	37,336	35,492	37,227	37,420	35,598	34,419	32,760		
流 動 資 産	流 動 資 産 (7)	6,094	5,934	6,048	7,284	6,348	9,442	6,255	6,418	6,154	6,190	6,845	
	うち未収金	5,624	5,408	5,518	6,849	5,700	7,198	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	
	流 動 負 債 (4)	13,005	13,296	14,377	15,186	12,995	15,263	13,502	14,532	11,813	11,946	12,569	
うち一時借入金	5,200	3,500	5,600	6,600	2,800	0	2,800	3,300	1,600	500	0		
うち未払金	3,282	5,524	3,738	3,359	5,048	9,840	5,048	5,048	5,048	5,048	5,048		
翌 年 度 繰 越 財 源 (9)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 許 可 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
単 年 度 資 金 収 支 額	△1,781	△452	△967	427	1,255	826	△1,426	△867	2,455	△97	32		
累 積 欠 損 金 比 率 $\frac{(G)}{a} \times 100$	126.8	128.9	123.1	129.8	118.8	110.3	104.8	95.9	92.2	87.4	83.4		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	87.9	86.4	87.5	82.2	82.2	82.8	86.7	90.8	94.8	93.2	93.7		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (H)	3,917	4,687	4,882	4,487	3,298	2,218	3,551	3,853	2,315	1,168	0		
地 方 財 政 法 に よ る (H) 資 金 不 足 の 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	12.1	14.6	14.5	14.6	10.4	6.8	9.9	9.8	5.9	2.9	0.0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (I)	3,917	4,687	4,882	4,337	3,148	2,068	3,401	3,716	2,191	1,057	△98		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (J)	0	0	0	150	150	150	150	137	124	111	98		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (K)	32,136	32,000	33,594	30,636	31,429	32,188	35,538	39,032	38,603	39,375	39,259		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し (I) た 資 金 不 足 比 率 (K) $\times 100$	12.1	14.6	14.5	14.1	10.0	6.4	9.5	9.5	5.6	2.6	△0.2		

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を添付すること。
 2. 当年度以降の収支計画は過去の実績等を勘案のうえ、できる限り正確なものを作成すること。
 3. 「流動負債」には、企業債の前借りである一時借入金(いわゆる起債前借)の額に相当する額を除くこと。
 4. 「翌年度繰越財源」とは、当該事業年度に執行すべき事業に係る支出予算額のうち、翌事業年度に繰り越したものの財源に充当することができる特定の収入で当該事業年度に収入された部分に相当する額をいう。
 5. 「当年度許可債で未借入又は未発行の額」とは、当該事業年度において支出予算執行済とした建設改良費の財源に充てられる企業債のうち未借入又は未発行のものをいう。
 6. 「単年度資金収支額」については、次の算式により算出すること。
 「N年度 単年度資金収支額」 = N-1年度の「流動負債(イ)-流動資産(ア)+翌年度繰越財源(ウ)」 - N年度の「流動負債(イ)-流動資産(ア)+翌年度繰越財源(ウ)」
 7. 100床未満の病院にあっては、千円単位で記載すること。

収支計画

病院事業 合計

資本的収支

(単位：百万円、%)

区分	年度											
	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画	
収 入	1. 企業債	2,539	3,934	1,342	1,085	3,837	11,962	5,113	1,637	5,859	3,155	1,204
	資本費平準化費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	101	107	128	108	110	113	117	120	123	45	32
	3. 他会計負担金	1,555	1,464	1,513	1,894	1,945	1,923	1,935	1,551	1,798	1,928	2,567
	うち基準内繰入金	1,555	1,464	1,513	1,894	1,945	1,923	1,935	1,551	1,798	1,928	2,567
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	800	334	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	14	16	14	362	828	715	371	3	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	20	73	0	0	0	0	0
	7. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 固定資産売却代金	0	9	0	12	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	4,209	6,330	3,331	3,461	6,740	14,786	7,536	3,311	7,780	5,128	3,803
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度同意等債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a) - [(b) + (c)] (A)	4,209	6,330	3,331	3,461	6,740	14,786	7,536	3,311	7,780	5,128	3,803	
支 出	1. 建設改良費	2,592	3,662	1,518	1,555	4,749	12,845	5,337	1,685	5,894	3,190	1,239
	うち職員給与費	0	0	0	34	76	101	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	2,847	2,992	2,675	3,447	3,564	3,498	3,753	2,800	3,326	3,468	4,699
	うち建設改良のための企業債分	2,847	2,992	2,675	3,447	3,564	3,498	3,753	2,787	3,313	3,455	4,686
	うち災害復旧のための企業債分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち繰延勘定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)	5,439	6,654	4,193	5,002	8,313	16,343	9,090	4,485	9,220	6,658	5,938	
差引不足額 (B)-(A) (C)	1,230	324	862	1,541	1,573	1,557	1,554	1,174	1,440	1,530	2,135	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,175	2,135	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	2	6	2	2	7	16	0	0	0	0	
計 (D)	2	6	2	2	7	16	0	0	0	1,175	2,135	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	1,228	318	860	1,539	1,566	1,541	1,554	1,174	1,440	355	0	
当年度許可債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	1,228	318	860	1,539	1,566	1,541	1,554	1,174	1,440	355	0	
他会計借入金残高 (G)	0	800	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	
企業債残高 (H)	29,696	30,637	29,305	27,094	27,367	35,831	37,191	36,028	38,561	38,248	34,753	

※ 実質財源不足額は、一時借入金で措置。

一般会計等からの繰入金の見直し

(単位：千円)

	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収益的収支	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
資本的収支	4,751,051	4,803,337	6,279,305	6,111,400	5,508,193	5,582,940	7,154,346	7,424,105	5,375,543	5,889,037	5,289,348
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	6,407,583	6,373,444	7,920,261	8,113,078	7,563,646	7,618,085	9,205,678	9,094,440	7,297,112	7,862,611	7,888,266

(注)

1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

収支計画

中央病院

収益の収支

(単位：百万円、%)

区分	年度												
	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画		
入	1. 医業収益 a	19,554	19,433	20,936	18,738	19,335	20,124	22,362	24,028	24,102	24,434	24,712	
	(1) 料金収入	18,475	18,371	19,249	17,139	18,180	19,113	20,515	22,204	23,100	23,407	23,696	
	入院収益	13,551	13,305	13,693	12,002	12,757	13,449	14,507	15,789	16,201	16,358	16,479	
	外来収益	4,924	5,066	5,556	5,137	5,423	5,664	6,008	6,415	6,899	7,049	7,217	
	(2) その他	1,079	1,062	1,687	1,599	1,155	1,011	1,847	1,824	1,002	1,027	1,016	
	うち他会計負担金	480	509	1,148	1,203	755	579	1,382	1,382	560	585	574	
	うち基準内繰入金	480	509	1,148	1,203	755	579	1,382	1,382	560	585	574	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 医業外収益	3,050	3,051	3,353	6,098	5,637	5,832	3,568	2,871	2,939	3,138	3,111	
	(1) 他会計負担金	1,298	1,362	1,422	1,421	1,209	1,239	1,079	1,139	1,049	1,052	1,002	
	うち基準内繰入金	1,298	1,362	1,422	1,421	1,209	1,239	1,079	1,139	1,049	1,052	1,002	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 他会計補助金	849	806	896	762	786	851	829	836	830	825	820	
	一時借入金利息分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	849	806	896	762	786	851	829	836	830	825	820	
	(3) 国(県)補助金	78	86	98	3,020	2,775	2,802	729	91	88	88	88	
	(4) 長期前受金戻入	644	679	797	800	796	831	829	699	866	1,067	1,095	
	(5) その他	181	118	140	95	71	109	102	106	106	106	106	
	経常収益(A)	22,604	22,484	24,289	24,836	24,972	25,956	25,930	26,899	27,041	27,572	27,823	
	出	1. 医業費用 b	21,055	21,061	22,561	21,932	22,433	22,824	24,179	24,888	24,255	25,147	25,102
(1) 職員給与費		10,856	10,731	11,474	11,390	11,440	11,496	11,697	12,224	11,424	11,832	11,630	
基本給		4,291	4,245	4,286	4,439	4,403	4,388	4,447	4,518	4,413	4,419	4,413	
退職給付費		20	20	498	501	651	473	342	692	299	680	486	
その他		6,545	6,466	6,690	6,450	6,386	6,635	6,908	7,014	6,712	6,733	6,731	
(2) 材料費		5,896	5,878	6,452	5,833	6,066	6,517	7,356	7,470	7,756	7,857	7,952	
うち薬品費		3,326	3,408	3,808	3,482	3,609	3,827	4,237	4,319	4,616	4,676	4,733	
(3) 経費		3,109	3,181	3,151	3,228	3,473	3,351	3,670	3,927	3,614	3,613	3,591	
うち委託料		1,193	1,232	1,269	1,305	1,316	1,130	1,372	1,565	1,523	1,530	1,536	
(4) 減価償却費		999	964	1,290	1,305	1,283	1,293	1,267	1,032	1,044	1,618	1,709	
(5) その他		195	307	194	176	171	167	189	235	417	227	220	
2. 医業外費用		1,177	1,148	1,272	1,246	1,203	1,252	1,334	1,360	1,334	1,342	1,328	
(1) 支払利息		347	322	298	272	246	220	195	178	147	127	103	
うち一時借入金利息													
(2) その他		830	826	974	974	957	1,032	1,139	1,182	1,187	1,215	1,225	
経常費用(B)		22,232	22,209	23,833	23,178	23,636	24,076	25,513	26,248	25,589	26,489	26,430	
経常損益(A)-(B)(C)		372	275	456	1,658	1,336	1,880	417	651	1,452	1,083	1,393	
特別損益		1. 特別利益(D)	694	472	361	947	829	23	40	8	8	8	8
		うち他会計繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2. 特別損失(E)	25	36	22	387	16	19	35	23	17	17	
特別損益(D)-(E)(F)	669	436	339	560	813	4	5	△15	△9	△9			
純損益(O)+(F)	1,041	711	795	2,218	2,149	1,884	422	636	1,443	1,074	1,384		
繰積欠損金(G)	15,620	14,909	14,114	11,896	9,747	7,863	7,441	6,805	5,362	4,288	2,904		
流動資産(ア)	6,408	6,036	6,302	7,813	9,058	10,029	9,478	9,751	10,824	11,713	12,549		
うち未収金	3,510	3,366	3,491	4,466	3,213	3,756	3,213	3,213	3,213	3,213	3,213		
流動負債(イ)	3,650	3,627	4,301	4,646	4,900	4,577	4,557	4,696	4,731	5,569	5,761		
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	1,013	930	1,059	1,355	1,618	1,315	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618		
翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度許可債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
単年度資金収支額	△416	△349	△408	1,166	991	1,294	△531	134	1,038	51	644		
累積欠損金比率 $\frac{(G)}{a} \times 100$	79.9	76.7	67.4	63.5	50.4	39.1	33.3	28.3	22.2	17.5	11.8		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	92.9	92.3	92.8	85.4	86.2	88.2	92.5	96.5	99.4	97.2	98.4		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)	△4,672	△4,351	△4,452	△5,638	△6,612	△7,908	△6,964	△7,235	△8,350	△9,236	△10,072		
地方財政法による資金不足の比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	△23.8	△22.3	△21.2	△30.0	△34.1	△39.2	△31.1	△30.1	△34.6	△37.7	△40.7		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(I)	△4,672	△4,351	△4,452	△5,638	△6,612	△7,908	△6,964	△7,235	△8,350	△9,236	△10,072		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(K)	19,554	19,433	20,936	18,738	19,335	20,124	22,362	24,028	24,102	24,434	24,712		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $\frac{(I)}{(K)} \times 100$	△23.8	△22.3	△21.2	△30.0	△34.1	△39.2	△31.1	△30.1	△34.6	△37.7	△40.7		

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を添付すること。
 2. 当年度以降の収支計画は過去の実績等を勘案のうえ、できる限り正確なものを作成すること。
 3. 「流動負債」には、企業債の前借りである一時借入金(いわゆる起債前借)の額に相当する額を除くこと。
 4. 「翌年度繰越財源」とは、当該事業年度に執行すべき事業に係る支出予算額のうち、翌事業年度に繰り越したものの財源に充当することができる特定の収入で当該事業年度に収入された部分に相当する額をいう。
 5. 「当年度許可債で未借入又は未発行の額」とは、当該事業年度において支出予算執行済とした建設改良費の財源に充てられる企業債のうち未借入又は未発行のものをいう。

$$N\text{年度 単年度資金収支額} = N-1\text{年度の「流動負債(イ)} - \text{流動資産(ア)} + \text{翌年度繰越財源(ウ)}}$$

 7. 100床未満の病院にあっては、千円単位で記載すること。

収支計画

中央病院

資本的収支

(単位：百万円、%)

区分		年度										
		平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収 入	1. 企業債	912	2,404	425	452	715	424	1,230	1,051	4,290	1,054	1,038
	資本費平準化費											
	2. 他会計出資金	76	79	81	84	86	89	91	94	98	20	6
	3. 他会計負担金	1,124	1,112	1,137	1,390	1,405	1,397	1,403	1,198	1,256	1,353	1,783
	うち基準内繰入金	1,124	1,112	1,137	1,390	1,405	1,397	1,403	1,198	1,256	1,353	1,783
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	9	5	289	597	249	47	3	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	2,112	3,604	1,648	2,215	2,803	2,159	2,771	2,346	5,644	2,427	2,827
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度同意等債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純計 (a) - [(b) + (c)] (A)	2,112	3,604	1,648	2,215	2,803	2,159	2,771	2,346	5,644	2,427	2,827	
支 出	1. 建設改良費	940	2,441	478	785	1,346	712	1,316	1,092	4,316	1,080	1,064
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	1,942	1,914	1,942	2,451	2,470	2,454	2,456	2,043	2,180	2,257	3,092
	うち建設改良のための企業債分	1,942	1,914	1,942	2,451	2,470	2,454	2,456	2,043	2,180	2,257	3,092
	うち災害復旧のための企業債分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち繰延勘定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)	2,882	4,355	2,420	3,236	3,816	3,166	3,772	3,135	6,496	3,337	4,156	
差引不足額 (B)-(A) (C)	770	751	772	1,021	1,013	1,007	1,001	789	852	910	1,329	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	910	1,329	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	1	4	1	1	2	1	0	0	0	0	
計 (D)	1	4	1	1	2	1	0	0	0	910	1,329	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	769	747	771	1,020	1,011	1,006	1,001	789	852	0	0	
当年度許可債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	769	747	771	1,020	1,011	1,006	1,001	789	852	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	21,506	21,996	20,479	18,480	16,725	14,695	13,469	12,477	14,587	13,384	11,330	

一般会計等からの繰入金の見通し

(単位：千円)

	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収益的収支	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
資本的収支	2,626,869	2,677,282	3,466,284	3,385,709	2,749,709	2,668,825	3,290,288	3,356,768	2,439,260	2,462,008	2,395,858
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	3,827,268	3,867,804	4,684,658	4,859,722	4,240,802	4,154,374	4,784,770	4,649,049	3,792,767	3,834,851	4,184,709

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

収支計画

新庄病院

収益的収支

(単位：百万円、%)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
		決算	決算	決算	決算	決算	決算	計画	計画	計画	計画	計画	
入	1. 医業収益 a	7,394	7,435	7,797	7,264	7,917	7,787	8,600	9,759	9,437	9,716	9,440	
	(1) 料金収入	6,992	7,045	7,103	6,579	7,460	7,309	7,295	8,445	8,946	8,930	8,949	
	入院収益	5,001	4,924	4,887	4,436	5,010	4,826	4,762	5,675	6,019	6,028	6,023	
	外来収益	1,991	2,121	2,216	2,143	2,450	2,483	2,533	2,770	2,927	2,902	2,926	
	(2) その他	402	390	694	685	457	478	1,305	1,314	491	786	491	
	うち他会計負担金	119	124	441	463	231	267	1,094	1,083	260	555	260	
	うち基準内繰入金	119	124	441	463	231	267	1,094	1,083	260	555	260	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 医業外収益	980	996	918	1,514	1,825	2,151	1,255	1,590	1,448	1,519	1,546	
	(1) 他会計負担金	303	351	303	336	390	383	449	532	522	570	525	
	うち基準内繰入金	303	351	303	336	390	383	449	532	522	570	525	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 他会計補助金	326	307	320	267	299	347	364	358	355	352	350	
	一時借入金利息分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	326	307	320	267	299	347	364	358	355	352	350	
	(3) 国(県)補助金	11	16	16	579	798	1,120	214	65	17	17	17	
	(4) 長期前受金戻入	309	289	255	307	315	277	202	604	523	549	623	
	(5) その他	31	33	24	25	23	24	26	31	31	31	31	
	経常収益(A)	8,374	8,431	8,715	8,778	9,742	9,938	9,855	11,349	10,885	11,235	10,986	
	出	1. 医業費用 b	8,009	8,336	8,525	8,284	8,768	8,896	9,485	10,643	9,793	10,036	9,911
(1) 職員給与費		4,652	4,980	5,133	4,859	5,037	5,145	5,209	5,388	5,210	5,527	5,251	
基本給		1,912	1,948	1,928	1,929	1,920	1,928	1,954	1,999	2,038	2,034	2,031	
退職給付費		42	277	419	153	312	271	214	305	147	468	197	
その他		2,698	2,755	2,786	2,777	2,805	2,946	3,041	3,084	3,025	3,025	3,023	
(2) 材料費		1,532	1,560	1,639	1,560	1,804	1,830	2,114	2,269	2,039	2,036	2,041	
うち薬品費		761	798	853	821	1,028	1,030	1,256	1,364	1,054	1,052	1,055	
(3) 経費		1,249	1,243	1,251	1,276	1,330	1,413	1,765	1,762	1,485	1,485	1,485	
うち委託料		357	356	354	397	399	401	493	596	475	475	475	
(4) 減価償却費		468	458	401	520	546	448	311	1,024	886	886	1,075	
(5) その他		108	95	101	69	51	60	86	200	173	102	59	
2. 医業外費用		229	228	256	271	297	339	534	696	698	617	626	
(1) 支払利息		3	3	2	2	1	1	80	210	191	190	194	
うち一時借入金利息													
(2) その他		226	225	254	269	296	338	454	486	507	427	432	
経常費用(B)		8,238	8,564	8,781	8,555	9,065	9,235	10,019	11,339	10,491	10,653	10,537	
経常損益(A)-(B)(C)		136	△133	△66	223	677	703	△164	10	394	582	449	
特別損益		1. 特別利益(D)	135	14	2	163	7	34	471	64	25	1	1
		うち他会計繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 特別損失(E)	12	11	11	161	7	217	1,087	8	12	12	12
特別損益(D)-(E)(F)	123	3	△9	2	0	△183	△616	56	13	△11	△11		
純損益(O)+(F)	259	△130	△75	225	677	520	△780	66	407	571	438		
累積欠損金(G)	7,806	7,936	8,011	7,786	7,109	6,589	7,369	7,303	6,896	6,325	5,887		
流動資産(ア)	1,708	1,154	1,113	1,482	2,075	2,862	2,293	2,753	3,214	3,901	4,485		
うち未収金	1,287	1,254	1,337	1,556	1,501	2,000	1,501	1,501	1,501	1,501	1,501		
流動負債(イ)	1,479	1,136	974	1,316	1,245	1,444	1,190	1,538	1,483	1,592	2,313		
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	803	408	254	460	360	631	360	360	360	360	360		
翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度許可債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
単年度資金収支額	14	△212	121	27	664	588	△315	112	516	578	△137		
累積欠損金比率 $\frac{(G)}{a} \times 100$	105.6	106.7	102.7	107.2	89.8	84.6	85.7	74.8	73.1	65.1	62.4		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	92.3	89.2	91.5	87.7	90.3	87.5	90.7	91.7	96.4	96.8	95.2		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)	△576	△395	△522	△660	△1,356	△1,840	△1,519	△1,997	△2,477	△3,164	△3,748		
地方財政法による資金不足の比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	△7.7	△5.3	△6.6	△9.0	△17.1	△23.6	△17.6	△20.4	△26.2	△32.5	△39.7		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(I)	△576	△395	△522	△660	△1,356	△1,840	△1,519	△1,997	△2,477	△3,164	△3,748		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(K)	7,394	7,435	7,797	7,264	7,917	7,787	8,600	9,759	9,437	9,716	9,440		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $\frac{(I)}{(K)} \times 100$	△7.7	△5.3	△6.6	△9.0	△17.1	△23.6	△17.6	△20.4	△26.2	△32.5	△39.7		

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を添付すること。
 2. 当年度以降の収支計画は過去の実績等を勘案のうえ、できる限り正確なものを作成すること。
 3. 「流動負債」には、企業債の前借りである一時借入金(いわゆる起債前借)の額に相当する額を除くこと。
 4. 「翌年度繰越財源」とは、当該事業年度に執行すべき事業に係る支出予算額のうち、翌事業年度に繰り越したものの財源に充当することができる特定の収入で当該事業年度に収入された部分に相当する額をいう。
 5. 「当年度許可債で未借入又は未発行の額」とは、当該事業年度において支出予算執行済とした建設改良費の財源に充てられる企業債のうち未借入又は未発行のものをいう。
 6. 「単年度資金収支額」については、次の算式により算出すること。

$$[N\text{年度 単年度資金収支額}] = N-1\text{年度の「流動負債(イ)}-流動資産(ア)+翌年度繰越財源(ウ)」 - N\text{年度の「流動負債(イ)}-流動資産(ア)+翌年度繰越財源(ウ)」$$

 7. 100床未満の病院にあっては、千円単位で記載すること。

収支計画

新庄病院

資本的収支

(単位：百万円、%)

区分		年度										
		平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収 入	1. 企業債	1,407	290	888	564	2,996	11,240	3,352	79	62	1,744	40
	資本費平準化費											
	2. 他会計出資金	0	3	23	0	0	0	17	17	16	16	16
	3. 他会計負担金	208	188	219	218	261	287	280	192	375	357	424
	うち基準内繰入金	208	188	219	218	261	287	280	192	375	357	424
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	14	4	3	56	184	404	303	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	20	73	0	0	0	0	0
	7. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 固定資産売却代金	0	9	0	12	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	1,629	494	1,133	850	3,461	12,004	3,952	288	453	2,117	480
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度同意等債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計(a) - [(b) + (c)] (A)	1,629	494	1,133	850	3,461	12,004	3,952	288	453	2,117	480	
支 出	1. 建設改良費	1,424	330	997	675	3,227	11,769	3,826	80	63	1,745	41
	うち職員給与費	0	0	0	34	76	101	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	415	346	377	383	494	526	422	416	782	746	855
	うち建設改良のための企業債分	415	346	377	383	494	526	422	416	782	746	855
	うち災害復旧のための企業債分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち繰延勘定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)	1,839	676	1,374	1,058	3,721	12,295	4,248	496	845	2,491	896	
差引不足額 (B) - (A) (C)	210	182	241	208	260	291	296	208	392	374	416	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	265	416
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	1	1	1	1	5	15	0	0	0	0	0
計 (D)	1	1	1	1	5	15	0	0	0	265	416	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	209	181	240	207	255	276	296	208	392	109	0	
当年度許可債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E) - (F)	209	181	240	207	255	276	296	208	392	109	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	2,297	2,241	2,752	2,932	5,434	16,148	19,078	18,741	18,021	19,019	18,204	

一般会計等からの繰入金の見直し

(単位：千円)

	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収益的収支	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
資本的収支	747,804	781,660	1,063,173	1,066,693	920,087	997,242	1,906,944	1,972,786	1,137,164	1,476,957	1,134,546
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	955,796	972,220	1,305,087	1,284,224	1,181,275	1,284,211	2,203,699	2,181,534	1,528,549	1,850,408	1,574,428

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

収支計画

河北病院

収益の収支

(単位：百万円、%)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
		決算	決算	決算	決算	決算	決算	計画	計画	計画	計画	計画	
入	1. 医業収益 a	3,256	3,090	2,776	2,517	2,205	2,316	2,599	2,919	2,588	2,920	2,814	
	(1) 料金収入	3,061	2,892	2,285	2,017	1,920	2,012	2,053	2,380	2,422	2,429	2,456	
	入院収益	1,943	1,767	1,350	1,247	1,090	1,194	1,231	1,476	1,524	1,537	1,559	
	外来収益	1,118	1,125	935	770	830	818	822	904	898	892	897	
	(2) その他	195	198	491	500	285	304	546	539	166	491	358	
	うち他会計負担金	119	124	440	463	230	266	508	503	130	455	322	
	うち基準内繰入金	119	124	440	463	230	266	508	503	130	455	322	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 医業外収益	644	609	591	655	1,658	1,420	871	771	778	859	845	
	(1) 他会計負担金	214	196	170	183	579	564	470	534	483	489	468	
	うち基準内繰入金	214	196	170	183	579	564	470	534	483	489	468	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 他会計補助金	193	171	159	137	138	160	147	150	149	148	147	
	一時借入金利息分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	193	171	159	137	138	160	147	150	149	148	147	
	(3) 国(県)補助金	1	2	1	108	738	494	91	1	1	1	1	
	(4) 長期前受金戻入	230	235	258	225	202	200	162	83	141	217	225	
	(5) その他	6	5	3	2	1	2	1	3	4	4	4	
	経常収益(A)	3,900	3,699	3,367	3,172	3,863	3,736	3,470	3,690	3,366	3,779	3,659	
	出	1. 医業費用 b	4,473	4,371	4,025	3,694	3,741	3,753	3,793	3,825	3,462	3,733	3,634
(1) 職員給与費		2,809	2,659	2,414	2,189	2,241	2,256	2,302	2,321	2,112	2,249	2,133	
基本給		1,161	1,085	999	914	903	892	876	859	843	841	840	
退職給付費		20	63	44	0	125	131	161	194	50	189	76	
その他		1,628	1,511	1,371	1,275	1,213	1,233	1,265	1,268	1,219	1,219	1,217	
(2) 材料費		517	464	380	329	341	346	363	416	369	370	374	
うち薬品費		268	278	226	173	168	163	182	208	207	208	210	
(3) 経費		711	818	764	767	784	779	826	933	725	725	723	
うち委託料		235	318	317	318	291	305	315	341	276	276	277	
(4) 減価償却費		396	345	425	388	351	329	266	120	151	353	376	
(5) その他		40	85	42	21	24	43	36	35	105	36	28	
2. 医業外費用		111	115	118	126	158	127	133	148	124	131	130	
(1) 支払利息		4	3	3	3	2	2	2	2	2	4	4	
うち一時借入金利息													
(2) その他		107	112	115	123	156	125	131	146	122	127	126	
経常費用(B)		4,584	4,486	4,143	3,820	3,899	3,880	3,926	3,973	3,586	3,864	3,764	
経常損益(A)-(B)(C)		△684	△787	△776	△648	△36	△144	△456	△283	△220	△85	△105	
特別損益		1. 特別利益(D)	161	4	9	123	1	1	4	4	3	3	3
		うち他会計繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 特別損失(E)		4	5	7	78	3	6	6	5	5	5	5	
特別損益(D)-(E)(F)	157	△1	2	45	△2	△5	△2	△1	△2	△2	△2		
純損益(O)+(F)	△527	△788	△774	△603	△38	△149	△458	△284	△222	△87	△107		
累積欠損金(G)	11,344	12,132	12,907	13,510	13,548	13,697	14,155	14,439	14,661	14,748	14,855		
流動資産(ア)	△5,337	△6,253	△7,053	△7,790	△7,892	△8,142	△8,604	△9,058	△9,249	△9,258	△9,420		
うち未収金	476	446	327	355	347	435	347	347	347	347	347		
流動負債(イ)	559	496	651	708	702	686	502	514	544	831	871		
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	157	118	114	165	216	224	216	216	216	216	216		
翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度許可債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
単年度資金収支額	△697	△853	△955	△794	△96	△234	△278	△466	△221	△296	△202		
累積欠損金比率 $\frac{(G)}{a} \times 100$	348.4	392.6	464.9	536.8	614.4	591.4	544.6	494.7	566.5	505.1	527.9		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	72.8	70.7	69.0	68.1	58.9	61.7	68.5	76.3	74.8	78.2	77.4		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)	5,676	6,556	7,322	8,127	8,266	8,520	8,992	9,443	9,615	9,624	9,786		
地方財政法による資金不足の比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	174.3	212.1	263.7	322.8	374.8	367.8	345.9	323.5	371.5	329.5	347.7		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(I)	5,676	6,556	7,322	8,127	8,266	8,520	8,992	9,443	9,615	9,624	9,786		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(K)	3,256	3,090	2,776	2,517	2,205	2,316	2,599	2,919	2,588	2,920	2,814		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $\frac{(I)}{(K)} \times 100$	174.3	212.1	263.7	322.8	374.8	367.8	345.9	323.5	371.5	329.5	347.7		

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を添付すること。
 2. 当年度以降の収支計画は過去の実績等を勘案のうえ、できる限り正確なものを作成すること。
 3. 「流動負債」には、企業債の前借りである一時借入金(いわゆる起債前借)の額に相当する額を除くこと。
 4. 「翌年度繰越財源」とは、当該事業年度に執行すべき事業に係る支出予算額のうち、翌事業年度に繰り越したものの財源に充当することができる特定の収入で当該事業年度に収入された部分に相当する額をいう。
 5. 「当年度許可債で未借入又は未発行の額」とは、当該事業年度において支出予算執行済とした建設改良費の財源に充てられる企業債のうち未借入又は未発行のものをいう。
 6. 「単年度資金収支額」については、次の算式により算出すること。
 「N年度 単年度資金収支額」 = N-1年度の「流動負債(イ)-流動資産(ア)+翌年度繰越財源(ウ)」 - N年度の「流動負債(イ)-流動資産(ア)+翌年度繰越財源(ウ)」
 7. 100床未満の病院にあっては、千円単位で記載すること。

収支計画

河北病院

資本的収支

(単位：百万円、%)

区分		年度										
		平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収 入	1. 企業債	202	876	27	59	78	143	88	384	1,448	257	95
	資本費平準化費											
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	189	111	97	191	186	165	155	58	65	90	233
	うち基準内繰入金	189	111	97	191	186	165	155	58	65	90	233
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	3	6	9	47	62	17	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	391	990	130	259	311	370	260	442	1,513	347	328
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度同意等債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	391	990	130	259	311	370	260	442	1,513	347	328	
支 出	1. 建設改良費	205	883	35	70	127	208	109	384	1,451	260	98
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	376	220	193	382	371	328	308	114	129	178	465
	うち建設改良のための企業債分	376	220	193	382	371	328	308	114	129	178	465
	うち災害復旧のための企業債分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち繰延勘定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)	581	1,103	228	452	498	536	417	498	1,580	438	563	
差引不足額 (B)-(A) (C)	190	113	98	193	187	166	157	56	67	91	235	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	235	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	190	112	98	193	187	166	157	56	67	91	0	
当年度許可債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	190	112	98	193	187	166	157	56	67	91	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	1,042	1,698	1,533	1,210	917	732	512	782	2,101	2,180	1,810	

一般会計等からの繰入金の見通し

(単位：千円)

	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収益的収支	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
資本的収支	526,458	491,753	768,548	783,656	946,818	990,436	1,124,771	1,186,890	761,623	1,091,766	936,837
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	188,750	110,756	96,915	191,278	186,078	164,963	154,823	57,569	65,346	89,683	232,968
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	715,208	602,509	865,463	974,934	1,132,896	1,155,399	1,279,594	1,244,459	826,969	1,181,449	1,169,805

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

収支計画

こころの医療センター

収益的収支

(単位：百万円、%)

区分	年度												
	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画		
入	1. 医業収益 a	1,932	2,042	2,085	2,117	1,972	1,961	1,977	2,246	2,276	2,305	2,281	
	(1) 料金収入	1,905	2,012	1,996	2,028	1,932	1,921	1,939	2,207	2,236	2,238	2,238	
	入院収益	1,626	1,706	1,684	1,752	1,668	1,638	1,647	1,865	1,894	1,897	1,894	
	外来収益	279	306	312	276	264	283	292	342	342	341	344	
	(2) その他	27	30	89	89	40	40	38	39	40	67	43	
	うち他会計負担金	16	17	76	77	23	26	24	24	24	49	24	
	うち基準内繰入金	16	17	76	77	23	26	24	24	24	49	24	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 医業外収益	1,029	1,023	1,018	1,056	1,079	1,095	989	975	988	978	962	
	(1) 他会計負担金	657	679	678	668	739	747	678	677	692	690	668	
	うち基準内繰入金	657	679	678	668	739	747	678	677	692	690	668	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 他会計補助金	136	129	125	112	112	116	109	109	109	107	106	
	一時借入金利息分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	136	129	125	112	112	116	109	109	109	107	106	
	(3) 国(県)補助金	37	16	17	80	44	64	36	21	17	17	17	
	(4) 長期前受金戻入	194	194	193	191	179	165	162	163	166	160	167	
	(5) その他	5	5	5	5	5	3	4	5	4	4	4	
	経常収益(A)	2,961	3,065	3,103	3,173	3,051	3,056	2,966	3,221	3,264	3,283	3,243	
	出	1. 医業費用 b	2,736	2,980	2,990	3,048	3,020	3,092	3,110	3,078	2,900	3,028	2,939
(1) 職員給与費		1,989	2,244	2,238	2,297	2,260	2,323	2,303	2,268	2,166	2,304	2,203	
基本給		929	953	956	978	980	982	975	1,001	991	989	987	
退職給付費		0	175	178	235	210	210	195	124	13	155	56	
その他		1,060	1,116	1,104	1,084	1,070	1,131	1,133	1,143	1,162	1,160	1,160	
(2) 材料費		195	190	204	202	209	219	226	240	218	219	219	
うち薬品費		124	121	132	124	132	134	140	152	139	140	140	
(3) 経費		236	232	237	249	272	295	295	303	259	259	257	
うち委託料		82	79	86	87	96	97	111	97	86	86	86	
(4) 減価償却費		290	291	288	284	263	236	236	235	233	222	236	
(5) その他		26	23	23	16	16	19	50	32	24	24	24	
2. 医業外費用		113	109	112	114	121	117	117	118	107	105	104	
(1) 支払利息		55	54	52	50	48	45	43	42	39	37	35	
うち一時借入金利息													
(2) その他		58	55	60	64	73	72	74	76	68	68	69	
経常費用(B)		2,849	3,089	3,102	3,162	3,141	3,209	3,227	3,196	3,007	3,133	3,043	
経常損益(A)-(B)(C)		112	△24	1	11	△90	△153	△261	25	257	150	200	
特別損益		1. 特別利益(D)	183	5	6	18	2	3	1	1	5	5	5
		うち他会計繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2. 特別損失(E)	60	5	3	20	3	2	273	134	4	265	4
特別損益(D)-(E)(F)	123	0	3	△2	△1	1	△272	△133	1	△260	1		
純損益(O)+(F)	235	△24	4	9	△91	△152	△533	△108	258	△110	201		
繰積欠損金(G)	2,777	2,801	2,796	2,787	2,878	3,030	3,564	3,672	3,414	3,524	3,323		
流動資産(ア)	△79	△7	56	207	147	△4	△400	△490	△296	△438	△261		
うち未収金	337	341	342	421	309	320	309	309	309	309	309		
流動負債(イ)	711	368	433	446	444	878	471	467	494	487	668		
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	56	50	47	58	101	152	101	101	101	101	101		
翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度許可債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
単年度資金収支額	△419	415	△2	138	△58	△585	11	△86	167	△135	△4		
累積欠損金比率 $\frac{(G)}{a} \times 100$	143.7	137.2	134.1	131.6	145.9	154.5	180.3	163.5	150.0	152.9	145.7		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	70.6	68.5	69.7	69.5	65.3	63.4	63.6	73.0	78.5	76.1	77.6		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)	282	212	146	10	108	316	669	766	563	704	527		
地方財政法による資金不足の比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	14.5	10.3	7.0	0.4	5.4	16.1	33.8	34.1	24.7	30.5	23.1		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(1)	282	212	146	10	108	316	669	766	563	704	527		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(K)	1,932	2,042	2,085	2,117	1,972	1,961	1,977	2,246	2,276	2,305	2,281		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $\frac{(I)}{(K)} \times 100$	14.5	10.3	7.0	0.4	5.4	16.1	33.8	34.1	24.7	30.5	23.1		

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を添付すること。
 2. 当年度以降の収支計画は過去の実績等を勘案のうえ、できる限り正確なものを作成すること。
 3. 「流動負債」には、企業債の前借りである一時借入金(いわゆる起債前借)の額に相当する額を除くこと。
 4. 「翌年度繰越財源」とは、当該事業年度に執行すべき事業に係る支出予算額のうち、翌事業年度に繰り越したものの財源に充当することができる特定の収入で当該事業年度に収入された部分に相当する額をいう。
 5. 「当年度許可債で未借入又は未発行の額」とは、当該事業年度において支出予算執行済とした建設改良費の財源に充てられる企業債のうち未借入又は未発行のものをいう。
 6. 「単年度資金収支額」については、次の算式により算出すること。

$$[N\text{年度 単年度資金収支額}] = N-1\text{年度の「流動負債(イ)} - \text{流動資産(ア)} + \text{翌年度繰越財源(ウ)}]$$

 7. 100床未満の病院にあっては、千円単位で記載すること。

収支計画

こころの医療センター

資本的収支

(単位：百万円、%)

区分		年度										
		平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収 入	1. 企業債	18	364	2	6	48	113	367	53	35	100	31
	資本費平準化費											
	2. 他会計出資金	25	25	24	24	24	24	9	9	9	9	10
	3. 他会計負担金	32	51	60	95	93	73	96	97	87	105	101
	うち基準内繰入金	32	51	60	95	93	73	96	97	87	105	101
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	8	0	0	2	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	75	440	86	133	165	210	474	159	131	214	142
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度同意等債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a) - [(b) + (c)] (A)	75	440	86	133	165	210	474	159	131	214	142	
支 出	1. 建設改良費	23	8	8	21	49	114	8	59	40	105	36
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	110	508	163	231	229	189	566	202	191	227	221
	うち建設改良のための企業債分	110	508	163	231	229	189	566	202	191	227	221
	うち災害復旧のための企業債分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち繰延勘定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)	133	516	171	252	278	303	574	261	231	332	257	
差引不足額 (B) - (A) (C)	58	76	85	119	113	93	100	102	100	118	115	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	58	76	85	119	113	93	100	102	100	118	0	
当年度許可債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E) - (F)	58	76	85	119	113	93	100	102	100	118	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	4,846	4,702	4,541	4,318	4,137	4,061	3,862	3,713	3,557	3,430	3,240	

一般会計等からの繰入金の見直し

(単位：千円)

	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収益的収支	(808,785)	(824,729)	(879,067)	(857,328)	(874,946)	(889,085)	(810,678)	(810,175)	(825,025)	(846,015)	(798,018)
資本的収支	57,053	75,931	83,753	118,856	117,014	97,127	104,735	105,927	96,051	114,149	110,782
合計	(751,732)	(748,798)	(795,314)	(738,472)	(757,932)	(791,958)	(705,943)	(704,248)	(728,974)	(731,866)	(687,236)

(注)

1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

収支計画

本局

収益的収支

(単位：百万円、%)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		決算	決算	決算	決算	決算	決算	計画	計画	計画	計画	計画
収入	1. 医業収益 a	0	0	0	0	0	0	0	80	200	0	12
	(1) 料金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入院収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外来収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	80	200	0	12
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	80	200	0	12
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	80	200	0	12
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医業外収益	43	32	238	19	18	40	37	28	31	31	31
	(1) 他会計負担金	27	14	88	3	4	25	9	5	0	0	0
	うち基準内繰入金	27	14	88	3	4	25	9	5	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他会計補助金	14	14	14	16	13	13	13	12	12	12	12
	一時借入金利息分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	14	14	14	16	13	13	13	12	12	12	12
	(3) 国(県)補助金	0	0	134	0	0	2	15	0	0	0	0
	(4) 長期前受金戻入	2	3	0	0	0	0	0	11	19	19	19
(5) その他	0	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	
経常収益(A)	43	32	238	19	18	40	37	108	231	31	43	
支出	1. 医業費用 b	298	285	288	298	264	293	402	574	293	294	294
	(1) 職員給与費	236	236	253	260	219	245	254	231	223	223	223
	基本給	101	109	118	110	99	98	109	101	104	104	104
	退職給付費	27	0	3	16	10	29	4	0	0	0	0
	その他	108	127	132	134	110	118	141	130	119	119	119
	(2) 材料費	0	0	0	3	0	1	0	1	0	0	0
	うち薬品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 経費	56	43	34	34	43	44	141	312	34	34	34
	うち委託料	30	20	9	12	21	12	32	101	9	9	9
	(4) 減価償却費	4	4	0	0	1	1	1	20	32	35	35
	(5) その他	2	2	1	1	1	2	6	10	4	2	2
	2. 医業外費用	5	4	9	5	8	6	16	34	2	6	6
	(1) 支払利息	0	0	1	1	1	1	1	2	1	1	1
	うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	(2) その他	5	4	8	4	7	5	15	32	1	5	5
	経常費用(B)	303	289	297	303	272	299	418	608	295	300	300
	経常損益(A)-(B)(C)	△260	△257	△59	△284	△254	△259	△381	△500	△64	△269	△257
特別損益	1. 特別利益(D)	186	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0
	うち他会計繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	0	0	0	4	0	0	4	4	0	0	0
特別損益(D)-(E)(F)	186	0	0	7	0	0	△4	△4	0	0	0	
純損益(O)+(F)	△74	△257	△59	△277	△254	△259	△385	△504	△64	△269	△257	
累積欠損金(G)	3,207	3,464	3,523	3,800	4,054	4,313	4,698	5,201	5,265	5,534	5,791	
流動資産(ア)	3,394	5,004	5,630	5,572	2,960	4,697	3,488	3,462	1,661	272	△508	
うち未収金	14	1	21	51	330	687	330	330	330	330	330	
流動負債(イ)	6,606	7,669	8,018	8,070	5,704	7,678	6,782	7,317	4,561	3,467	2,956	
うち一時借入金	5,200	3,500	5,600	6,600	2,800	0	2,800	3,300	1,600	500	0	
うち未払金	1,253	4,018	2,264	1,321	2,753	7,518	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	
翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度許可債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
単年度資金収支額	△263	547	277	△110	△246	△237	△313	△561	955	△295	△269	
累積欠損金比率 $\frac{(G)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6,501.3	2,632.5	0.0	48,258.3	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.9	68.3	0.0	4.1	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)	3,207	2,665	2,388	2,648	2,892	3,130	2,373	2,876	2,964	3,240	3,507	
地方財政法による資金不足の比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,595.0	1,482.0	0.0	29,225.0	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(I)	3,207	2,665	2,388	2,498	2,742	2,980	2,223	2,739	2,840	3,129	3,409	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(J)	0	0	0	150	150	150	150	137	124	111	98	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(K)	0	0	0	0	0	0	0	80	200	0	12	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $\frac{(I)}{(K)} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,423.7	1,420.0	0.0	28,408.3	

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を添付すること。
 2. 当年度以降の収支計画は過去の実績等を勘案のうえ、できる限り正確なものを作成すること。
 3. 「流動負債」には、企業債の前借りである一時借入金(いわゆる起債前借)の額に相当する額を除くこと。
 4. 「翌年度繰越財源」とは、当該事業年度に執行すべき事業に係る支出予算額のうち、翌事業年度に繰り越したものの財源に充当することができる特定の収入で当該事業年度に収入された部分に相当する額をいう。
 5. 「当年度許可債で未借入又は未発行の額」とは、当該事業年度において支出予算執行済とした建設改良費の財源に充てられる企業債のうち未借入又は未発行のものをいう。
 6. 「単年度資金収支額」については、次の算式により算出すること。

$$[N\text{年度 単年度資金収支額}] = N-1\text{年度の「流動負債(イ)}-流動資産(ア)+翌年度繰越財源(ウ)」 - N\text{年度の「流動負債(イ)}-流動資産(ア)+翌年度繰越財源(ウ)」$$

 7. 100床未満の病院にあっては、千円単位で記載すること。

収支計画

本局

資本的収支

(単位：百万円、%)

区分		年度										
		平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収 入	1. 企業債	0	0	0	4	0	42	76	70	24	0	0
	資本費平準化費											
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	2	2	0	0	0	1	1	6	15	23	26
	うち基準内繰入金	2	2	0	0	0	1	1	6	15	23	26
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	800	334	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	2	802	334	4	0	43	79	76	39	23	26
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度同意等債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a) - [(b) + (c)] (A)	2	802	334	4	0	43	79	76	39	23	26	
支 出	1. 建設改良費	0	0	0	4	0	42	78	70	24	0	0
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	4	4	0	0	0	1	1	25	44	60	66
	うち建設改良のための企業債分	4	4	0	0	0	1	1	12	31	47	53
	うち災害復旧のための企業債分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち繰延勘定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)	4	4	0	4	0	43	79	95	68	60	66	
差引不足額 (B)-(A) (C)	2	△798	△334	0	0	0	0	19	29	37	40	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	2	△798	△334	0	0	0	0	19	29	37	0	
当年度許可債で未借入又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	2	△798	△334	0	0	0	0	19	29	37	0	
他会計借入金残高 (G)	0	800	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134	
企業債残高 (H)	5	0	0	154	154	195	270	315	295	235	169	

一般会計等からの繰入金の見通し

(単位：千円)

	平成29年度 決算	平成30年度 決算	令和1年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 計画	令和6年度 計画	令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画
収益的収支	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
資本的収支	41,135	27,913	102,233	18,014	16,633	37,352	21,665	97,486	212,471	12,291	24,089
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
資本的収支	2,338	2,338	0	0	80	537	537	5,810	15,280	23,448	26,435
合計	43,473	30,251	102,233	18,014	16,713	37,889	22,202	103,296	227,751	35,739	50,524

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。